

金沢市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の敷地の位置について

建築基準法第 51 条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積 (㎡)	摘要
					主要用途（処理能力）
計画地 株式会社 ミナト環境サービス 専光寺町工場	金沢市 専光寺町 レの部	3 番 9 3 番 30	宅地 宅地	3,804	・ごみ処理施設 12.5 t / 日 (内訳) ・破碎（廃プラスチック類） 10.0 t / 日 ・圧縮（廃プラスチック類） 2.5 t / 日
計画地 株式会社 北陸環境サービス 平栗工場	金沢市 平栗 ヨの部 金沢市 平栗 ホの部	7 番 3 番 130 番 132 番 134 番 1 134 番 2	宅地 雑種地 宅地 宅地 宅地 用悪水路	10,571	・ごみ処理施設 12.0 t / 日 (内訳) ・破碎（廃プラスチック類） 12.0 t / 日
計画地 有限会社 越村商店 湊 1 丁目工場	金沢市 湊 1 丁目	28 番 3 29 番 2	雑種地 宅地	6612	・ごみ処理施設 313.6 t / 日 (内訳) ・破碎（紙くず） 24.0 t / 日 ・圧縮（紙くず） 289.6 t / 日

（ 産業廃棄物中間処理施設の敷地の位置指定済 ）

理由

金沢市では、廃棄物処理法に規定される廃棄物を一般廃棄物（家庭系ごみと事業系ごみ）及び産業廃棄物に区分し、これまでは、事業系一般廃棄物の多くは、金沢市戸室新保埋立場で最終処分していました。

しかし、近年のごみ種類の増加とリサイクル化を踏まえ、金沢市では「金沢市ごみ処理基本計画（H17年3月）」を策定し、事業系一般廃棄物のうち、ペットボトル・容器包装プラスチック類を再資源化するため、民間施設の廃棄物処理施設を活用することとしました。

については、一般廃棄物処理施設の敷地の位置の指定が必要となります。

計画地

(株)ミナト環境サービス専光寺町工場の廃プラスチック類処理施設は、平成 16 年度に産業廃棄物中間処理施設として敷地の位置の指定を受け、産業廃棄物に区分される廃プラスチックの破砕を行ってきた。

今回、同一施設を使用し、事業系一般廃棄物に区分される廃プラスチック（ペット類）を処理するものである。

計画地

(株)北陸環境サービス平栗工場の廃プラスチック類処理施設は、平成 14 年度に産業廃棄物中間処理施設として敷地の位置の指定を受け、産業廃棄物に区分される廃プラスチックの破砕を行ってきた。

今回、同一施設を使用し、事業系一般廃棄物に区分される廃プラスチック（ペット類）を処理するものである。

計画地

(有)越村商店は、現在、長土堀 2 丁目地内で、古紙を中心に廃品回収業を行っています。

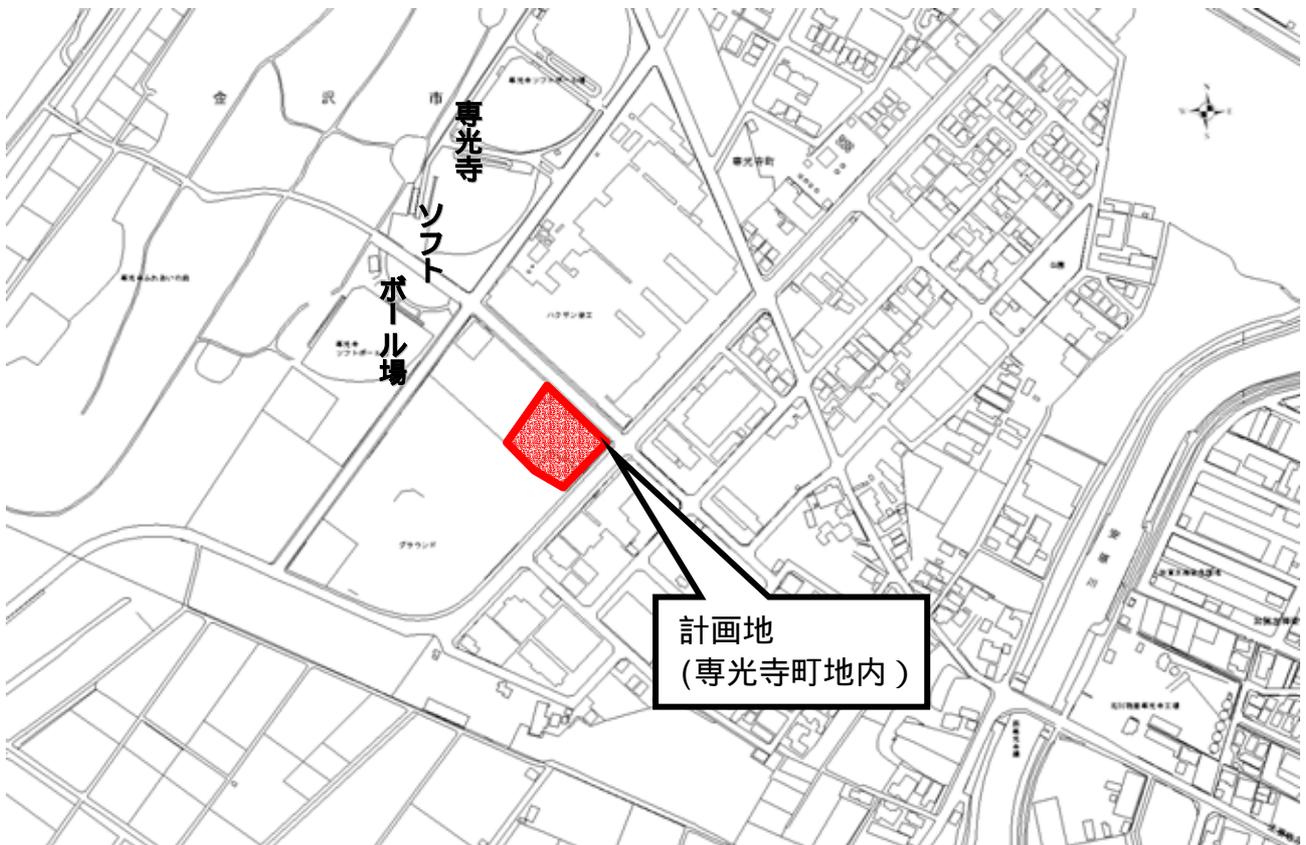
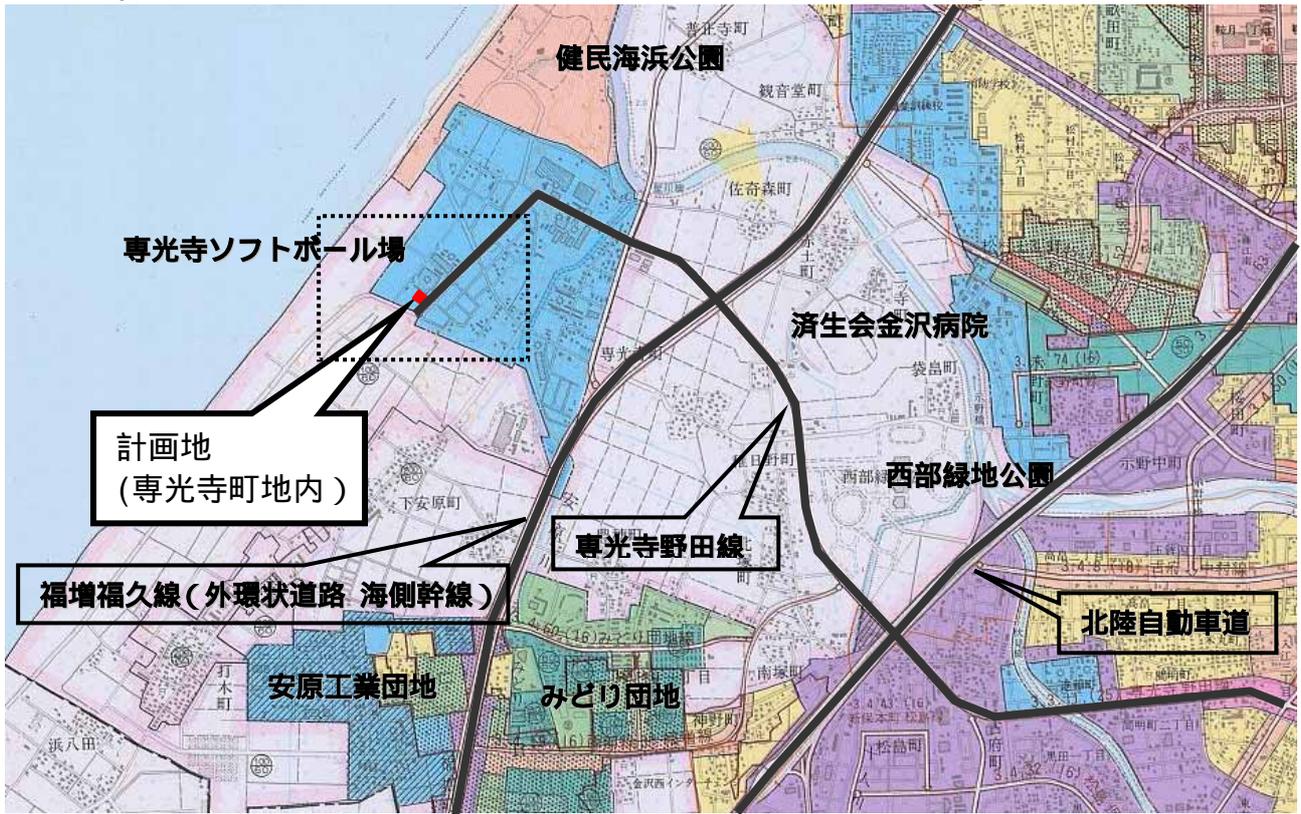
現在の長土堀 2 丁目は、市中心部に位置し、周辺は住宅も多く密集してきており、事業拡大には不向きな地域であり、本計画地（湊 1 丁目地内）に移転するものです。

今回、産業廃棄物中間処理施設と併せ、一般廃棄物に区分される紙くずを処理する施設を設置するものである。

これら施設の設置にあたっては、関係町会等及び隣接者への説明、生活環境に関する対処、関係機関との調整を終了している。

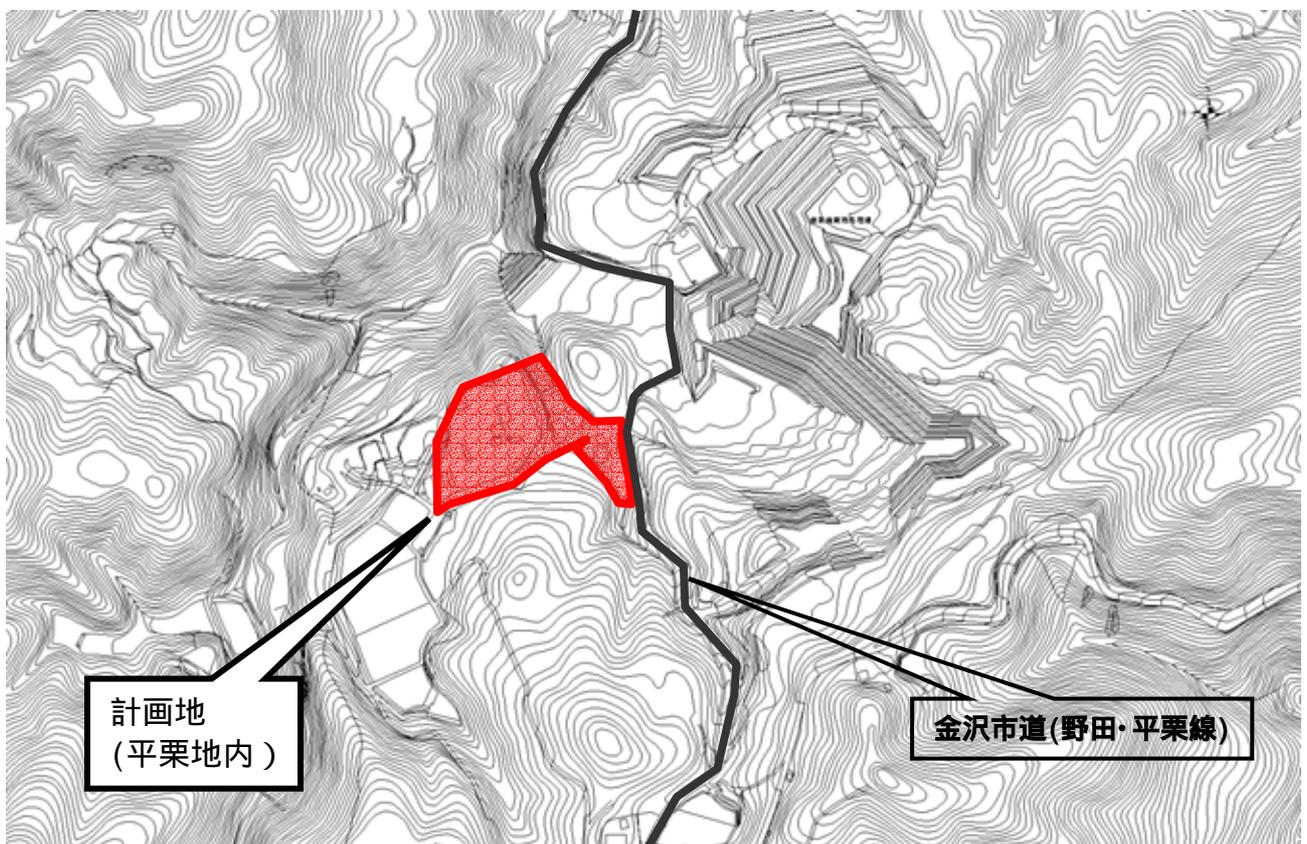
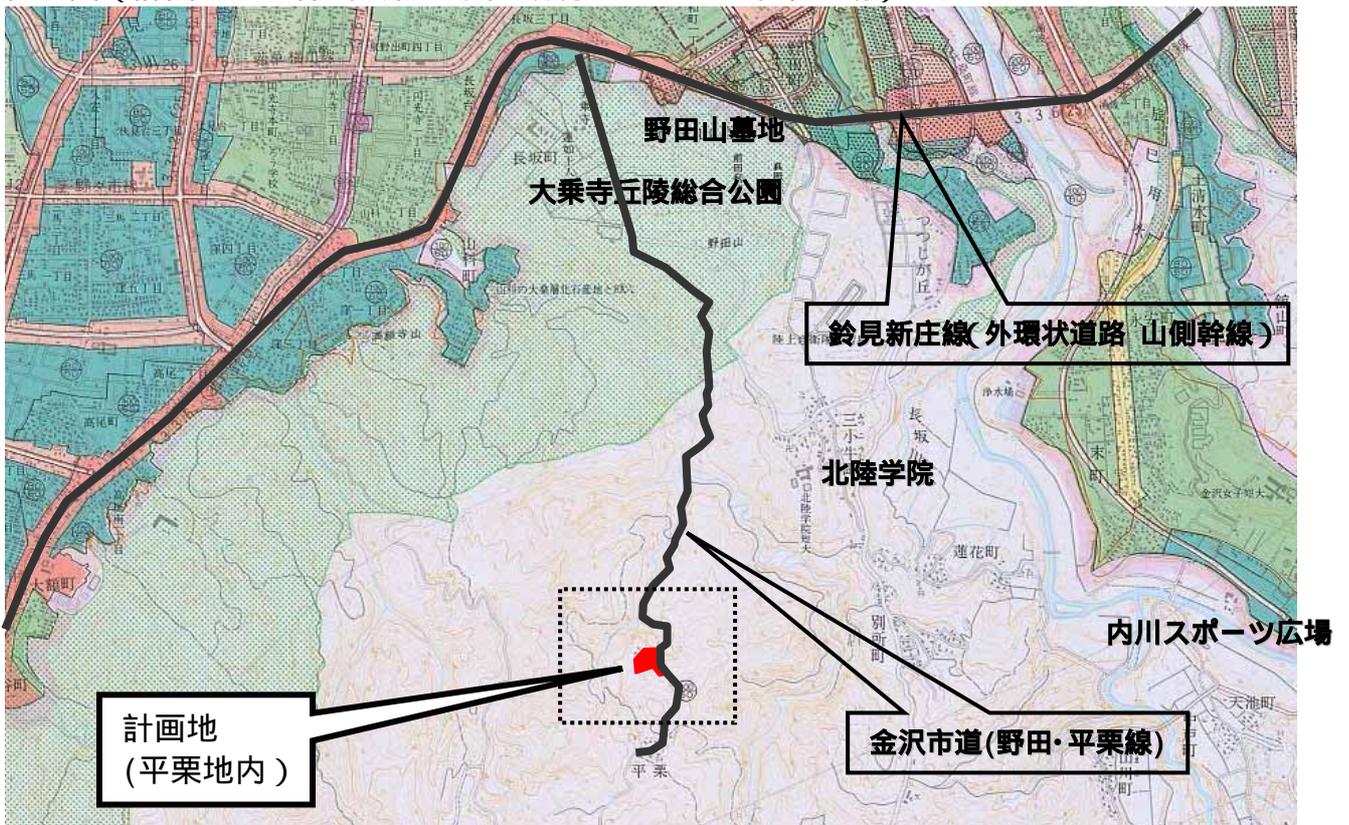
以上により都市計画上支障がないと判断されたので、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により敷地の位置について指定するものである。

位置図（計画地：株式会社 ミナト環境サービス 専光寺町工場）



125 62.5 0 125 250メートル

位置図（計画地：株式会社 北陸環境サービス 平栗工場）



125 62.5 0 125 250メートル

位置図（計画地：有限会社 越村商店 湊1丁目工場）

